

令和 7 年度 公文書開示状況（5 月決定分）

港湾局

表の見方

＜決定区分＞

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

＜（根拠規定）条例7条＞

- ・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

＜公文書の件名＞について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
- ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R7.3.3	R7.5.2	令和6年度お台場海浜公園噴水施設の波及効果推計に関する業務委託：概要報告	1	1														港湾局 臨海開発部 海上公園課
2	R7.3.3	R7.5.2	・令和6年度 お台場海浜公園噴水施設の経済波及効果推計に関する業務委託 起案書、原議 ・令和6年度 お台場海浜公園噴水施設の経済波及効果推計に関する業務委託（その2）起案書、原議 ・令和6年度 お台場海浜公園噴水施設の経済波及効果推計に関する業務委託（その2）概要報告 ・令和6年度お台場海浜公園噴水施設の経済波及効果に関する業務委託 成果物 ・令和6年度お台場海浜公園噴水施設の経済波及効果に関する業務委託（その2） 成果物 ・会議等議事要旨記録票（東京港における新たなランドマークの設置について）（令和4年12月26日） ・会議等議事要旨記録票（お台場海浜公園 噴水整備について）（令和5年12月1日） ・会議等議事要旨記録票（お台場海浜公園への噴水の設置）（令和6年5月9日） ・会議等議事要旨記録票（お台場海浜公園 噴水整備について）（令和6年7月8日） ・会議等議事要旨記録票（ODAIBAファウンテン（仮称）について）（令和6年9月4日） ・ODAIBAファウンテン（仮称）について（令和6年11月5日） ・会議等議事要旨記録票（噴水整備における水質対策の方向性（素案））（令和7年1月7日） ・会議等議事要旨記録票（ODAIBAファウンテンの整備について）（令和7年2月3日） ・令和3年度 臨海副都心における来訪者等実態調査報告書 ・令和4年度 臨海副都心における来訪者等実態調査報告書 ・令和5年度 臨海副都心における来訪者等実態調査報告書 ・お台場海浜公園の噴水イベントにかかわる企画、施設の設置・撤去、運営 起案書、原議 ・TOKYO SPARKLE PAGEANT 実施報告書	1044	1					1	1	1	1	1				・個人を特定できる内容 条例第7条第2号に該当 特定の個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であるため ・取引先銀行欄、口座番号欄（民間企業） 条例第7条第3号に該当 公にすることにより、事業者の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 ・今後の事業者の事業活動、及び都の検討・整備に影響のある事業者からの提案内容 条例第7条第3号及び第6号に該当 法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（第7条3号） 都の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（第7条6号） ・印影 条例第7条第4号に該当 公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため ・今後の検討・整備に影響のある都の内部検討案、整備に伴う影響事由を検討した内容 条例第7条第5号及び第6号に該当 都の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの（第7条5号） 都の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（第7条6号） ・契約にかかる都の予定価格・契約目途額・内訳・推定額 ・都内部の事務手続に関する内容 ・非公表の電話番号（公共機関） 条例第7条第6号に該当 都の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	港湾局 臨海開発部 海上公園課